

R D最終処分場問題対策委員会 委員名簿

資料No.1

(任期 : 平成 18 年 12 月 26 日 ~ 平成 20 年 3 月 31 日)

(五十音順)

分野	氏名	職名	備考
環境計画	池田 こみち	(株)環境総合研究所常務取締役 副所長	
住民代表	伊藤 矢守司	-	
栗東市	乾澤 亮	栗東市環境経済部長	
土壤・地下水	江種 伸之	和歌山大学システム工学部助教授	
行政法	岡村 周一	京都大学大学院法学研究科教授	
廃棄物処理	尾崎 博明	大阪産業大学工学部教授	
環境保全	梶山 正三	弁護士	
地盤工学	勝見 武	京都大学大学院地球環境学堂助教授	
住民代表	木村 利兵衛	-	
環境経済	島田 幸司	立命館大学経済学部教授	
法律実務	島田 禮介	関西大学大学院法務研究科教授	
環境衛生工学	清水 芳久	京都大学大学院工学研究科附属流域 圏総合環境質研究センター助教授	
産業経済	高橋 宗治郎	滋賀経済団体連合会会長	
住民代表	竹口 正敏	-	
住民代表	當座 洋子	-	
社会学	早川 洋行	滋賀大学教育学部教授	
環境工学	樋口 壮太郎	福岡大学大学院工学研究科教授	
住民代表	山田 宏治	-	
地質学	横山 卓雄	同志社大学理工学研究所名誉教授	

◎ オブザーバー

氏名	職名	備考
上田 健二	環境省近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課長	
猿田 忠義	(財)産業廃棄物処理事業振興財团次長	

R D 最終処分場問題対策委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 (株)アール・ディエンジニアリング最終処分場における環境汚染問題および違法に埋められたドラム缶問題等について、対応策を調査検討するため「R D最終処分場問題対策委員会」(以下「対策委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策委員会は、前条に規定する趣旨を達成するため、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 最終処分場における廃棄物および地下水等の調査に関すること
- (2) 環境汚染および違法埋立に係る課題の整理および評価に関すること
- (3) 生活環境の保全上の支障除去に係る効果的、合理的な対応策の検討に関すること
- (4) 監視体制等その他必要事項の調査検討に関すること

(組 織)

第3条 対策委員会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる人数以内で知事が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 栗東市長が推薦する住民 6人
- (2) 学識経験者 13人
- (3) 栗東市長が推薦する市職員 1人

2 対策委員会に委員長および副委員長を置く。

3 委員長は委員の互選により定める。

4 副委員長は委員長が指名する。

5 委員長は、対策委員会の事務を総括し、対策委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

7 第1項の規定に関わらず、知事は必要に応じて、対策委員会にオブザーバーを置くことができる。

(任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成20年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 対策委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 対策委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて対策委員会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 対策委員会は、公開とする。

(専門部会)

第6条 対策委員会に、「専門部会」(以下「部会」という。)を設置し、理工学的事項について専門的に検討する。

2 部会員は、委員長が前項の専門的な知識を有する学識経験者の委員の中から指名する。

3 部会に部会長および副部会長を置く。

4 部会長は部会員の互選により定める。

5 副部会長は部会長が指名する。

6 部会長は、部会の事務を総括する。

- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 部会長は、必要に応じて部会の会議に部会員以外の者の出席を求めることができる。
- 9 部会は、公開とする。
- 10 部会長は検討結果を委員会に報告するものとする。

(検討結果の報告)

第7条 委員長は第2条に規定する所掌事務の検討結果を取りまとめ、知事に報告する。

(事務局)

第8条 対策委員会の事務局は、滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年12月12日から施行する。
- 2 この要綱は、平成20年 3月31日に限り、その効力を失う。

別 紙

ご意見照会書

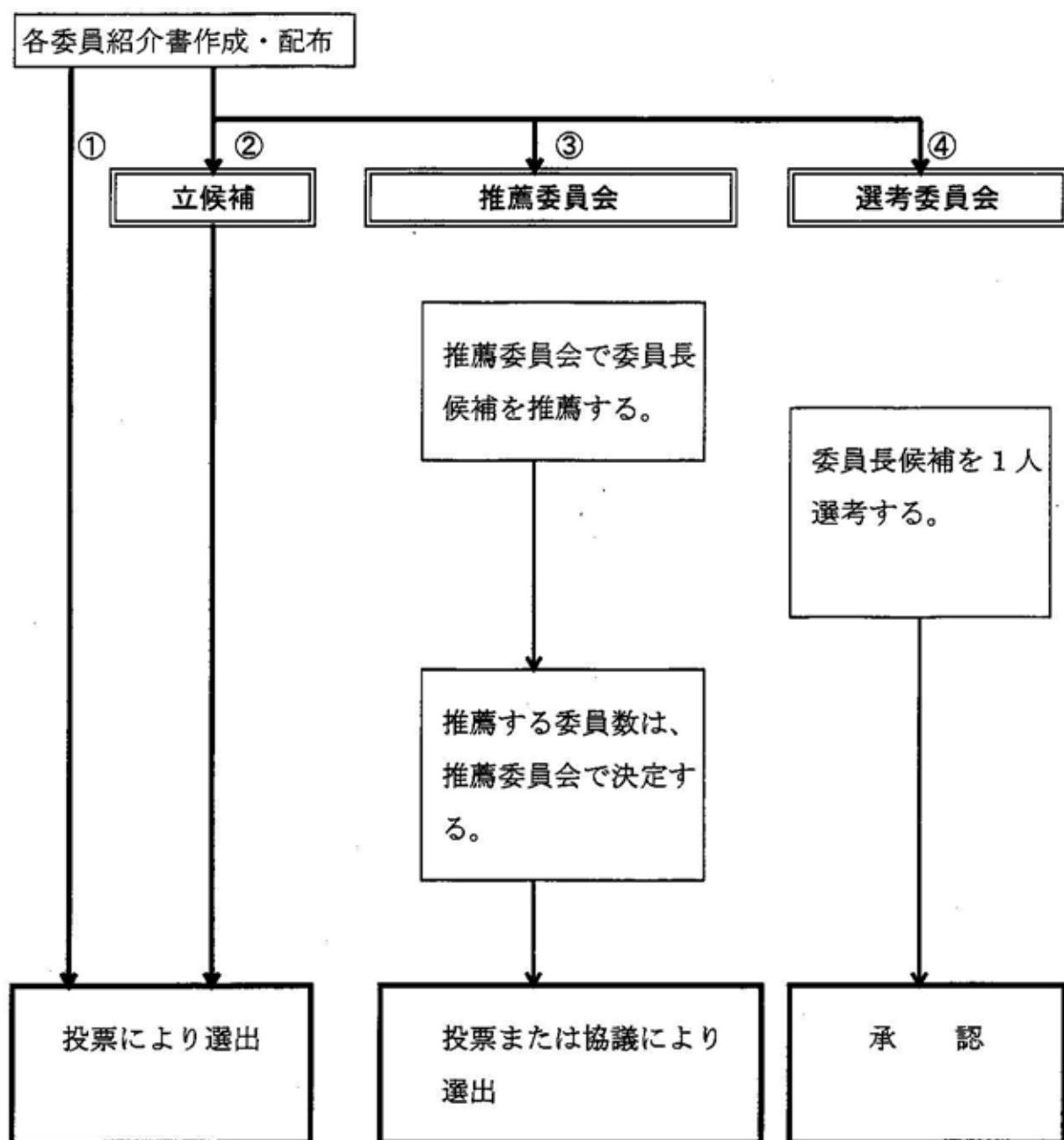
委員長の選出方法について、次の選出方法のうち最も適切とお考えのものに、○印を付けてご回答下さい。(別添 参考委員長選出フロー図をご参照下さい。)

- ① 委員紹介書の内容を参考にして、投票により委員長を決定する。
- ② 立候補者を募り、投票により委員長を決定する。
- ③ 対策委員会に推薦委員会を設置し、推薦委員会で委員長候補を推薦し、対策委員会で、推薦された委員の中から、投票または協議により委員長を決定する。
- ④ 対策委員会に委員長の選任を委ねる「選考委員会」を設置し、選考委員会で委員長候補を1人選考し、この委員を対策委員会が承認し委員長を決定する。
- ⑤ その他の方法について、ご意見があれば記入願います。

なお、③および④の推薦委員会や選考委員会の委員数につきましては、対策委員会の組織構成であります「栗東市長が推薦する住民・市職員」および「学識経験者」の構成人数割合で算出し、全体で6名程度の委員にお願いすることが適切ではないかと考えています。

参考

委員長選出フロー図



R D最終処分場問題対策委員会委員長の選出に係る意見集計結果

(平成19年1月25日)

選出方法	賛同数	備考
① 委員紹介書の内容を参考にして、投票により委員長を決定する。	3名	
② 立候補者を募り、投票により委員長を決定する。	5名	2委員から「立候補者が複数であることが前提条件」との付帯意見をもらっています。
③ 対策委員会に推薦委員会を設置し、推薦委員会で委員長候補を推薦し、対策委員会で、推薦された委員の中から、投票または協議により委員長を決定する。	2名	1委員から「推薦された委員以外に自薦者がある場合は、含めて投票する」との付帯意見をもらっています。
④ 対策委員会に委員長の選任を委ねる「選考委員会」を設置し、選考委員会で委員長候補を1人選考し、この委員を対策委員会が承認し、委員長を決定する。	6名	
⑤ その他の方法 〔 各委員の1名推薦により、多い者が委員会の承認で決定。 〕	1名	
意見なし	1名	
合計	18名	